

教職員のための留学生・外国人研究者受け入れハンドブック
新旧対照表

Page		旧	新
6	2. 査証(ビザ)の種類について	E:『家族滞在』…滞在期間が90日を超える研究者、留学生の家族	E:『家族滞在』…滞在期間が90日を超える研究者、留学生の家族(配偶者・子)
12	1. 短期滞在査証(ビザ)について		
	(1)査証免除措置国・地域について		
	5行目	一律90日です。	インドネシア、タイ及びブルネイは「15日」、その他の国・地域については「90日」となります。
	5-6行目	上陸時に認められる在留期間は90日なので、それ以上滞在する予定であれば、	上陸時に認められる在留期間を超えて滞在する予定であれば、
	(2)短期滞在査証(ビザ)申請手続きについて	中国国籍(日本語) http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/pdfs/china1.pdf	中国国籍(日本語) http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000130338.pdf
		ロシア・NIS諸国籍(日本語) http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/pdfs/russia_nis1.pdf	ロシア・CIS諸国・ジョージア(旧グルジア)国籍(日本語) http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077203.pdf
		フィリピン国籍(日本語) http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/pdfs/philippine1.pdf	フィリピン国籍(日本語) http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000121322.pdf
		その他の国籍で査証(ビザ)が必要な国の方(日本語) http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/pdfs/other_visa1.pdf	その他の国籍で査証(ビザ)が必要な国の方(日本語) http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077234.pdf
14	(3)短期滞在査証(ビザ)取得のフローチャート		<p>来日予定者(ビザ申請人)は、日本側で準備した書類を受け取ったら、申請人自身が用意する書類と併せて、最寄りの日本国大使館または総領事館にて申請する。(中国: 代理申請機関を通して申請)</p> <p>(フィリピン: 大阪大学として招へいする場合のみ、在フィリピン日本国大使館・総領事館へ直接申請可)</p>
	(注1)	受入期間が90日(3カ月)である場合、短期滞在での在留期間90日を少し超えるかもしれない時には、「短期滞在」ではなく「留学」「文化活動」の査証を申請することをお勧めします。	受入期間が90日(3カ月)である場合、在留期間90日を少し超えるかもしれない時には、「短期滞在」ではなく、CESR(在留資格認定証明書)を取得の上「留学」「文化活動」の査証を申請することをお勧めします。
	(注2)	短期商用等の短期滞在ビザを申請するには、申請人が用意する書類の中に「在職証明書/在籍証明書」が必要になるため、申請時に所属している機関がない場合は知人訪問等の短期滞在ビザを申請することになります。	短期商用等の目的でビザを申請する方は、申請人が用意する書類の中に「在職証明書/在籍証明書」が必要とありますが、申請時に所属している機関がない場合は、現在の状況や直近の所属機関について説明した文書が別途必要です(形式自由)。詳細につきましては、各国在外公館へお問い合わせください。
16	(4)日本側招へい機関が準部する書類のリスト		
	中国	平成24年7月現在	平成28年8月現在
	ロシア・NIS諸国	ロシア・NIS諸国籍(日本語) 平成24年8月現在	ロシア・CIS諸国*・ジョージア(旧グルジア) 平成28年1月現在
		*NIS諸国(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ)	*CIS諸国(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ)
	フィリピン	平成24年7月現在	平成28年8月現在
18	その他の国籍	平成24年7月現在	平成28年1月現在
20	(5)必要書類様式について(外務省HP参照様式より)		
	招へい理由書、身元保証書、申請人名簿		様式変更のため削除。以下URLよりフォーマットのダウンロード可能。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/
22	2.在留資格認定証明書が必要な場合の事務手続きについて		
	(2)手続きの詳細について 受け入れ外国人にメールを送る際のメール本文サンプル文URL	https://www.icho.osaka-u.ac.jp/imart/osaka-u.portal?im_shortcut=5i4cdqubbgdj18a	Wordファイルをメールにてお送りいたしますので、サポートオフィスまでお問い合わせください。
24	Form1、Form2		様式変更のため削除: サポートオフィスHPよりダウンロード可能 http://iss-intl.osaka-u.ac.jp/supportoffice/jpn/visa/regist.php
26	④【受入部局】承認と受入部局発行の必要書類の提出について		
	教授	・雇用予定証明書・受入証明書など、受入を証明する書類の写し	・雇用予定証明書・受入証明書・招へい状の写しなど、受入を証明する いずれかの 書類
	文化活動	・受入証明書など、受入を証明する書類の写し	・受入証明書・招へい状の写しなど、受入を証明する いずれかの 書類
30	3.在留資格認定証明書(CESR)交付申請に伴う必要書類について		
	教授	・雇用予定証明書・受入証明書など、受入を証明する書類の写し	・雇用予定証明書・受入証明書・招へい状の写しなど、受入を証明する いずれかの 書類
	文化活動	・受入証明書など、受入を証明する書類の写し	・受入証明書・招へい状の写しなど、受入を証明する いずれかの 書類

教職員のための留学生・外国人研究者受け入れハンドブック
新旧対照表

Page		旧	新
	※滞在中の経費支弁能力を証明するものについての注意事項追加		※原則として、複数回の発行が可能な場合は、原本の提出が必要。 まず写しをPDFにてサポートオフィスへ提出し、原本をサポートオフィスへ郵送。 【原本送付先】 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1 ICホール2F 大阪大学国際教育交流センターサポートオフィス Tel: +81-6-6879-4750
30	家族滞在 ※就労資格のない外国人(留学・文化活動等)の家族滞在者として申請する場合 家族であることを証明できる書類及び、滞在中の経費支弁能力を証明する書類についての注意事項追加		※原則として、複数回の発行が可能な場合は、原本の提出が必要。 まず写しをPDFにてサポートオフィスへ提出し、原本をサポートオフィスへ郵送。 【原本送付先】 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1 ICホール2F 大阪大学国際教育交流センターサポートオフィス Tel: +81-6-6879-4750
32	査証(ビザ)申請書ダウンロードURL(外務省HPより)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/pdfs/application1.pdf	http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000124525.pdf
	5.入国について →第三パラグラフ	2012年10月現在、上陸時に在留カードが交付されるのは、成田、羽田、中部、関西の各空港です。	2015年6月現在、上陸時に在留カードが交付されるのは、成田、羽田、中部、関西、 新千歳、広島、福岡 の各空港です。
34-44	運営部局(④以外の①～⑩まで)	ハウジングオフィス ハウジング課 宿泊施設担 ハウジングオフィス ハウジング課 学寮担当	ハウジング課
34-44	入居申請期間の期限(RRSによる)①、⑥⑦⑩	入居希望日の30日前まで、及び入居希望日の2か月前の月の末日まで	14日前まで
34		民間住宅を探す必要がある場合は、「GCN-Osaka(Global Campus Net, Osaka)」という大阪大学運営のウェブコミュニティサイトが利用できます。GCNサイトの「住宅リクエスト」から、入居希望者が直接不動産会社と交渉したりすることができます。	GCN-Osakaは2014年3月31日をもって廃止されたため「」内削除。 民間住宅を探す必要がある場合は、サポートオフィスウェブサイト内住宅リクエストから、入居希望者が直接不動産会社と交渉することができます。
	①大阪大学国際交流会館豊中本館		
	入居申請期間	入居開始日の180日前から30日前まで	入居開始日の180日前から14日前まで
	入居のキャンセル		末尾に下記文言追加 日程変更・部屋変更は不可。 一旦キャンセル後、再度の申請が必要
	設備(居室)		追加) wifi接続可
36	②大阪大学 春日丘ハウス		
	室数(室)		
	A type: 1K	25室(使用料)70,000円/月	(室数)25室 (使用料) 90,000円/月
	B type:1LDK (家具・家電付)	9室(使用料)120,000円/月	(室数)15室 (使用料)135,000円/月
	B type:1LDK (家具・家電無)	7室(使用料)100,000円/月	(室数) 1室 (使用料) 115,000円/月
	設備	(各室共通: B type家具・家電無しは除く) *光熱水量・電話・インターネットは自己負担	(各室共通: B type家具・家電無。エアコンのみあり) 光熱水料は使用料に含む。インターネットは無料。
	入居申請期間	入居日から遡って入居期間を同日数日前から予約できる。	入居日の約6ヶ月前から予約可能。
	入居期間	1年未満の期間で延長を認める。	*本学と労働契約を締結している者は一ヶ月以上で労働契約起案の範囲内。 *上記以外の者は一ヶ月以上で一年以内。但し特に必要と認められた場合は更に一年未満の期間で延長が可能。 *ウィークリー利用も可能です。(使用料はホームページを参照下さい。) http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/facilities/BandB/kasugaoka_house/long_term.html
	使用料支払い→使用料	*毎月末までに当月分を支払う。→春日丘ハウス管理事務室 *本人が支払えない場合:受入研究室にて立替払い *一旦支払った料金:返金不可	*毎月末までに当月分を、春日丘ハウス管理人室にお支払いください。 *本人が支払えない場合は、受入研究室にて立替払いをお願いします。 *一旦支払った料金は返金できませんので、予めご承知おきください。 *使用料の支払いは現金のみです。(平成28年度中にクレジットカード払いサービスを開始する予定です。)
	変更・キャンセル	入居期間が確定してから予約すること。 1ヶ月分の使用料	入居期間が確定してから予約してください。 キャンセルポリシーに基づき徴収。
	募集時期	大阪大学本部事務機構 ハウジングフィス ハウジング課 宿泊施設 kausgaoka-house@ml.office.osaka-u.ac.jp	大阪大学 ハウジング課 宿泊施設担当 housing-kanri@office.osaka-u.ac.jp
	共用施設	1(階数)	(追加) 駐輪場
38	③大阪大学国際交流会館吹田分館		
	使用料(円/泊)		
	Two-bedroom 2-4人用	3,900	5,000
	One-bedroom 1-2人用	2,100	4,000
	Studio 1人用	1,000	3,000
	入居申請期間	入居希望日の180日前から14日前まで	入居希望日の180日前から5日前まで
	(項目追加)入居のキャンセル		日程変更・部屋変更は不可。 一旦キャンセル後、再度の申請が必要
	④大阪大学核物理研究センター		
	変更・キャンセル	*研究協力係 E-メール:kakubuturi-kenkyo@office.osaka-u.ac.jp	*研究協力係 E-メール:administration.research-cooperation@rcnp.osaka-u.ac.jp
	募集時期	通年。RRS(Residence Reservation System)から施設ページにリンク	通年。 http://www.rcnp.osaka-u.ac.jp/Divisions/plan/riyou/guesthouse-j.htm から申請
40	⑤大阪大学春日丘ハウス		
	使用申請期間	前月の同じ日から予約できる。	前月の同じ日(9時)から予約できます。
	使用料		(追加)*使用料の支払いは現金のみです。(平成28年度中にクレジットカード払いのサービスを開始する予定です。)
	変更・キャンセル	春日丘ハウスホームページからキャンセルできる。	春日丘ハウスホームページからキャンセルできますが、必ず前日までに行ってください。キャンセルは、キャンセルポリシーに基づく料金を請求します。
	共用施設	1(階数)	(追加)1(階数) 駐輪場 3(階数)スカイガーデン
		3(階数)談話室	

Page	旧	新
40	⑥国際交流会館豊中本館	
	寄宿料(円/泊)	
	家族室	14,200
	夫婦室	11,900
	単身室	5,900
	共通経費 家族室、夫婦室、単身室	1,000
	入居申請期間	入居希望日の3ヶ月の月の1日から2か月前の月の末日まで
	入居期間	(再入居不可)
42	⑦大阪大学吹田留学生会館	
	単身室	
	面積(m ²)	14.18
	室数(室)	72
	寄宿料 月額(円)	5900
	光熱費+共益費月額(円)→共益費 月額(円)	6,500
	(項目追加)退去後清掃費	
	(項目追加)デポジット(退寮月の寄宿寮+共益費)	
	(項目追加)	
	入居期間	
	入居資格	新規入学する単身の私費男子留学生
	支払方法	(全文変更)
	(項目追加)変更・キャンセル	
	入居申請期間	入居希望日の3ヶ月前の月の1日から2か月前の月の末日まで
	設備(居室)	靴箱、洗面台(靴箱・シャワー室、洗面台は2室共用)
	共有施設	図書館
	⑧大阪大学新稲国際学生宿舎	
	Single: 面積(m ²)	19,80
	寄宿料 月額(円)	5,900
	(項目追加)共益費 月額(円)	
	退去後清掃費(円)	
	デポジット(退寮月の寄宿寮+共益費)(円)	
	支払方法	全文変更
	募集時期	学生交流推進課→各部局宛に通知
44	⑨大阪大学箕面留学生会館	
	1,2号館 Single	
	寄宿料(月額/円)	5,900
	光熱費+共益費→共益費 月額(円)(2016年4月以降)	別途徴収
	(項目追加)退去後清掃費(円)	
	デポジット(退寮月の寄宿寮+共益費)(円)	
	1号館 Couple	
	入居資格	日本語・日本文化研修留学生、国費学部留学生
	⑩大阪大学箕面国際学生宿舎	
	寄宿料	4,700
	光熱費+共益費→共益費 月額(円)(2016年4月以降)	別途徴収
	(項目追加)退去後清掃費(円)	
	デポジット(退寮月の寄宿寮+共益費)(円)	
	入居資格	短期交換留学プログラム(メイプルプログラム)留学生対象
	⑪大阪大学津雲台国際学生宿舎	
	使用料(円/月)→寄宿寮 月額(円)	24,000 (光熱費含まず)
	(項目追加)共益費 月額(円)	
	退去後清掃費(円)	
	デポジット(退寮月の寄宿寮+共益費)(円)	
	入館料	
	入居期間	1年以内*日本文部科学省奨学金受給者(国費留学生)→6ヶ月
	(項目追加)支払方法	
	募集時期	全文変更
(追加)	(3)日本人学生留学生・混住寮 詳細については大阪大学サポートオフィスのHPをご覧ください。(https://iss-intl.osaka-u.ac.jp/supportoffice/jpn/housing/details/)	
	大阪大学清明寮	〒560-0056大阪府豊中市宮山町3-24-1 TEL.06-6841-1614 大阪モノレール「柴原」駅下車北へ徒歩10分 (単身男子留学生)
	大阪大学刀根山寮	〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-11(豊中キャンパス内) (単身男子留学生)
	大阪大学もみじ寮	〒562-0022 大阪府箕面市粟生間谷8-1-1(箕面キャンパス内) (単身女子留学生)
46	2. 学外宿舎について	
	⑫エル・セレーノ紅梅町	
	募集時期	学生交流推進課→各部局宛に通知
	共用施設	
	⑬UR賃貸住宅	
	5行目	外国人研究者の場合は連帯保証人不要、家具家電など生活備品レンタルの選択肢が提供されます。

教職員のための留学生・外国人研究者受け入れハンドブック
新旧対照表

Page		旧	新
	6行目	(大阪大学留学生で同性同士に限る)	(大阪大学留学生に限る)
50	大阪大学-UR協定(留学生対象)	(大阪大学留学生で同性のみ)	(大阪大学留学生同士のみ)
	大阪大学-UR協定(外国人研究者対象)	家具家電付き	項目削除
	協定外=一般契約	✓ 敷金:通常家賃 × 3ヶ月分	✓ 敷金:通常家賃 × 2ヶ月分
	⑭学習奨励寮		
	3行目	http://www.gakuseikaikan.com/international/outline/index.html	http://www.kif-org.com/dormitory/
	5行目	申請書類を国際交流オフィス学生交流推進課を通じて	申請書を国際部国際学生交流課を通じて
	6-7行目	空き状況を事前に国際交流オフィス学生交流推進課(kokusai-gakusei-suisin@office.osaka-u.ac.jp)に確認してください。	所属部局を通じて国際部国際学生交流課(kokusai-gakusei-suisin@office.osaka-u.ac.jp)に確認してください。
	⑯社員寮	国際交流オフィス学生交流推進課より	国際部国際学生交流課より
52	⑩民間住宅情報		
	1-2行目	次項(58ページ)でご紹介するGCN-Osaka(Global Campus Net, Osaka)システムを通じて、WebでパスワードとIDを申請し、「住宅リースフォーム」から直接不動産会社と交渉できます。	住宅リクエストシステムを通じて、「住宅リースフォーム」から直接不動産会社と交渉できます。このサービスのご利用は大阪大学に在籍する、また在籍予定の研究者および留学生に限定させていただきます。
	3行目	GCN-Osaka: http://www.gcn-saka.jp/jt/jutaku.php	住宅リース: http://iss-intl.osaka-u.ac.jp/supportoffice/jpn/housing/housing/
	4行目	また、GCN-Osakaで、	また、住宅リクエストで、
	7行目	*「阪大賃貸.com」	「大阪大学学生マンションNAVI」
	3.宿泊予約システム	RRS 旧アドレス:RRS https://55099zzwd.coop.osaka-u.ac.jp/HousingOffice/RRS	RRS 新アドレス: http://55099zzwd.coop.osaka-u.ac.jp/HousingOffice/RRS.html
	(6行目)吹田留学生会館	(長期私費男子留学生)	新規入学する単身の男子留学生
	(追加)	*現時点でこのシステムで予約できる宿泊予約システムは以下の通りです。	(追加) 津雲台国際学生宿舎 (長期単身男女留学生) 刀根山寮 (長期単身男子留学生) 清明寮 (長期単身男子留学生)
54	4. 公募(留学生対象)1行目	国際交流オフィス	国際部
	5.留学生住宅総合補償制度 7行目	また、2012年3月改訂の	また、2014年7月改訂の
	8行目	25~27ページにも掲載されています。	27~29ページにも掲載されています。
	9行目	http://my.osaka-u.ac.jp/admini/student/international_students/tebiki/at_download/file	留学生事務の手引き(2014更新)(ICHO全学共通文書管理システム→国際関係→学生交流関係→留学生事務の手引き・事務案内)
	6.大阪大学留学生賃貸住宅連帯保証制度 1行目	大阪大学国際交流オフィス長名義による	大阪大学国際部長名義による
	8行目	http://my.osaka-u.ac.jp/admini/student/international_students/tebiki/at_download/file	留学生事務の手引き(2014更新)(ICHO全学共通文書管理システム→国際関係→学生交流関係→留学生事務の手引き・事務案内)
	7行目	25~27ページにも掲載されています。	27~29ページにも掲載されています。
56	担当部署名	ハウジングオフィスハウジング課<宿泊施設担当><学寮担当><教職員宿泊担当>	ハウジング課
	E-mail address	housing-syukuhaku@housing-gakuryo@, housing-syukusya@,	handai-housing@ml.office.osaka-u.ac.jp
	大阪大学国際交流会館豊中本館 E-mail address	toyonaka-house@ml.office.osaka-u.ac.jp	削除(handai-housing@ml.office.osaka-u.ac.jpの方に統合)
	大阪大学国際交流会館吹田分館 E-mail address	suita-house@ml.osaka-u.ac.jp	削除(handai-housing@ml.office.osaka-u.ac.jpの方に統合)
	大阪大学吹田留学生会館		
	入居対象	新規渡航私費男子留学生	新規入学する単身男子留学生
	E-mail address	suita-dorm@ml.office.osaka-u.ac.jp	削除(handai-housing@ml.office.osaka-u.ac.jpの方に統合)
	大阪大学新稲国際学生宿舎		
	入居対象	大学院正規課程私費女子留学生	大学院正規課程私費単身女子留学生
	大阪大学津雲台国際学生宿舎		
	担当部署名	国際交流オフィス	国際部
	清明寮 刀根山寮	(追加:入居対象 担当部署名 E-mail address)	単身男子留学生 日本人学生 ハウジング課 <施設管理担当> handai-housing@ml.office.osaka-u.ac.jp
	もみじ寮	(追加:入居対象 担当部署名 E-mail address)	単身女子留学生 日本人学生 ハウジング課 <施設管理担当> handai-housing@ml.office.osaka-u.ac.jp
	大阪大学箕面会館		
	施設名	大阪大学箕面会館	削除(施設閉鎖の為)
	共立学習奨励寮		
	施設名	共立学習奨励寮	学習奨励寮
	担当部署名	国際交流オフィス	国際部
58	来日前 GCN-Osaka について		GCN-Osakaは2014年3月31日をもって廃止されたためこのページ削除
60	2.在留カードについて(5行目)	上陸時に在留カードが発行されるのは、成田、羽田、中部、関西の各空港です。	上陸時に在留カードが発行されるのは、成田、羽田、中部、関西、 新千歳、広島、福岡 の各空港です。
62	3. 市役所での手続き (1)住居地(住所)の登録		
	2行目	2012年10月現在	現在
	<大学近郊各市の担当窓口>		
	吹田市役所	福祉保険部 国民健康保険室資格賦課グループ	健康医療部 国民健康保険室 資格・賦課担当
	茨木市役所	市民生活部 国保年金課	健康福祉部 保険年金課

Page		旧	新
	豊中市役所	hoshikaku@city.toyonaka.osaka.jp	お問い合わせフォームを利用 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=001050050020000
	池田市役所	No e-mail address	福祉部国保・年金課お問合せフォームを利用 https://www.city.ikeda.osaka.jp/ikkrwebBrowse/inquiryPC/Sec.do.jsessionid=90C211AD92BB09B0EA58295973426D99?mode=pc&inquiryId=41&ref=www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/fukushi/kokuho/
	箕面市役所	国保年金課 国民健康保険担当 kokuho@maple.city.minoh.lg.jp	市民部 国民健康保険室 お問い合わせフォームを利用 https://www.city.minoh.lg.jp/cgi-bin/simple_faq/form.cgi
62	(3)国民年金(項目追加)		<p>・20歳になったら忘れずに国民年金に加入しましょう 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の者は、公的年金に加入することが法律で義務付けられており、学生も20歳になれば国民年金に加入することになっています。 この届出を怠ると、事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられなかったり、将来受け取る老齢基礎年金も減額されてしまいます。</p> <p>・学生納付特例制度について 収入が少なく保険料の納付が困難な学生のために、在学期間中の納付を猶予し、社会人になって納めることができる「学生納付特例制度」が設けられています。学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の年金が支給されます。 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受けするためには、追納が必要です。 申請手続きは、住民地の市区町村役場の国民年金担当窓口申請書を提出するほか、郵送による申請手続きもできます。また、届出は毎年度必要です。 詳細については、各市町村役場のホームページや下記ホームページを参照してください。</p> <p>●日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html</p>
64	4.銀行口座開設		
	6行目	3時頃	3時
	(1)銀行口座の開設について		
	1-2行目	銀行口座を開設する際の必要書類は銀行によって多少異なりますが、身分を証明できる書類、旅券(パスポート)、在留カード、住民票、国民健康保険証、印鑑(ない場合はサインで受付けてもらえる場合もある)、	銀行口座を開設する際の必要書類は銀行によって多少異なりますが、身分を証明できる書類、旅券(パスポート)、在留カード、住民票(住所が記載された在留カードを持参の場合は不要)、国民健康保険証、印鑑(ゆうちょ銀行はサインで受付けてもらえる場合もある)、
66	5.オリエンテーションについて (1)「新規来日留学生、外国人研究者のためのオリエンテーション」について		
	3行目	毎月1回実施しています	春と秋に吹田豊中両キャンパスにて実施しています
	4行目	場所は、吹田キャンパス、豊中キャンパス、順番に開催しています。4月と10月は新規来日外国人が多いため吹田・豊中両キャンパスで開催しています。	左記文言削除
	(1)オリエンテーションDVDについて 注意事項追加		*DVDの中でご案内しておりますGCN Osakaにつきましては、2014年3月末でサービスを終了しております。 なお、多くの情報は大阪大学サポートオフィスや国際教育交流センターのホームページから確認していただくことも可能です。 http://iss-intl.osaka-u.ac.jp/supportoffice/jpn/ http://ciee.osaka-u.ac.jp/
68	2. 在留カードについて		
	1行目	在留カードは中長期在留者に対し、	在留カードは*中長期在留者に対し、
	3行目		文末に追加
			*中長期在留者とは、3カ月を超える在留期間を認められている人です。認められた在留期間が3カ月以下の場合は、在留カードは発行されません。
70	(4)所属機関に関する届出 項目追加		対象者: 在留カード所持者
	届出方法	地方入国管理局へ出頭または東京入国管理局へ郵送により届け出てください。	地方入国管理局へ出頭または東京入国管理局へ郵送、あるいは入国管理局電子届け出システムを利用して届け出てください。
		届出書参考様式: http://www.moj.go.jp/content/000099562.pdf	届出書参考様式(郵送の場合): http://www.moj.go.jp/content/000099562.pdf
	項目追加		入国管理局電子届出システム https://www.ens-immi.moj.go.jp/NC01/NCA01SAction.do
	(5)配偶者に関する届出 項目追加		対象者: 在留カード所持者
	届出方法	地方入国管理局へ出頭または東京入国管理局へ郵送により届け出てください。	地方入国管理局へ出頭または東京入国管理局へ郵送、あるいは入国管理局電子届け出システムを利用して届け出てください。
		届出書参考様式: http://www.moj.go.jp/content/000099572.pdf	届出書参考様式(郵送の場合): http://www.moj.go.jp/content/000099572.pdf
	項目追加		入国管理局電子届出システム https://www.ens-immi.moj.go.jp/NC01/NCA01SAction.do
72	郵送先 注意事項追加	郵送先 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京入国管理局 在留管理情報部門 届出受付担当	郵送先 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京入国管理局 在留管理情報部門 届出受付担当 ※在留カード(表裏)の写しも同封してください。 ※封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載してください。
72	3. 在留期間の更新		
	4行目	約2週間で通知が郵送されます。	約2~4週間で通知が郵送されます。
74	文化活動	⑤経費支弁能力を証明する書類(奨学金証明書・預金残高証明書等)	⑤経費支弁能力を証明する書類(奨学金証明書・預金残高証明書等) ※一通以上発行が可能な書類は、原本の提出が必要です。
	家族滞在	④家族関係を証明する公的証明書 配偶者: 結婚証明書の写し等、子供: 出生証明書の写し等	④家族関係を証明する公的証明書 配偶者: 結婚証明書等、子供: 出生証明書等

教職員のための留学生・外国人研究者受け入れハンドブック
新旧対照表

Page		旧	新
		扶養者が留学生の場合 在学証明書及び経費支弁能力を証明する書類(奨学金証明書・預金残高証明書 等)	扶養者が留学生または日本で収入がない場合 在学証明書及び経費支弁能力を証明する書類(奨学金証明書・預金残高証明書* 等。 *扶養者または扶養者親族名義のもの)
	※就労資格のない外国人(留学・文化活動等)の家族滞在者として申請する場合 家族であることを証明できる書類及び、滞在中の経費支弁能力を証明する書類についての注意事項追加		※原則として、複数回の発行が可能な場合は、原本の提出が必要。 一通しか発行されない場合については、申請時に写しを提出のうえ、原本の提示を求められる場合があります。
76	3. 在留期間の変更		
	3行目	約2週間で通知が郵送されます。	約2～4週間で通知が郵送されます。
	文化活動	⑤経費支弁能力を証明する書類 (奨学金証明書・預金残高証明書 等)	⑤経費支弁能力を証明する書類 (奨学金証明書・預金残高証明書 等) ※一通以上発行が可能な書類は、原本の提出が必要です。
78	特定活動(卒業後、就職活動を日本で継続して行う場合)		
	2行目	つまり卒業後、1年間は日本で就職活動を継続することができます。	つまり卒業後、更新が認められれば最長1年間は日本で就職活動を継続することができます。
80	5. 家族の呼び寄せ		
	必要書類④	④家族関係を証明する公的証明書 配偶者:結婚証明書の写し等、子供:出生証明書の写し等	④家族関係を証明する公的証明書 配偶者:結婚証明書等、子供:出生証明書等
	⑦	⑦経費支弁能力を証明する書類(預金残高証明書、奨学金証明書、雇用契約証明書、課税証明書 等)	⑦ 扶養者もしくは扶養者の親族の経費支弁能力を証明する書類(預金残高証明書、奨学金証明書、雇用契約証明書、課税証明書 等) *日本で収入がある場合、市役所で発行される市民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書も必要です。 1年間の総所得及び納税状況の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
	⑧	⑧380円分の切手を貼った返信用封筒 (送付先の住所、氏名を書いたもの)	⑥392円分の切手(簡易書留用)を貼った返信用封筒 (定型封筒に送付先の住所、氏名を書いたもの)
	※就労資格のない外国人(留学・文化活動等)の家族滞在者として申請する場合 家族であることを証明できる書類及び、滞在中の経費支弁能力を証明する書類についての注意事項追加		※原則として、複数回の発行が可能な場合は、原本の提出が必要。 一通しか発行されない場合については、申請時に写しを提出のうえ、原本の提示を求められる場合があります。
	6. 資格外活動の許可		
	5行目	授業がない長期休暇の期間は	大阪大学で定められている夏季休暇等の長期休暇の期間は
82	7. 再入国許可 (1)みなし再入国許可		
	3-4行目	また出国カード(EDカード)に「みなし再入国許可による出国を希望します」と書かれている所のチェックボックスに☑を書いて再入国の意思を示してください	また再入国出国用EDカードに「1.一時的な出国であり、再入国する予定です」と書かれている所のチェックボックスに☑を書いて再入国の意思を示してください
	(2)再入国許可		
	追記事項		まず、日本を出国する前に、入国管理局に「再入国許可申請」をし、許可を貰っておきます。 そして、出国する際に、再入国出国用EDカードに「1.一時的な出国であり、再入国する予定です」と書かれている所のチェックボックスに☑を書いて再入国の意思を示してください。
84	2. 退去時のゴミ処理について		
	3行目	(テレビ・エアコン・冷蔵冷凍庫・洗濯機)	(テレビ、エアコン、冷蔵冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)